

後発医薬品使用体制加算1について

当センターは、後発医薬品使用体制加算1に係る届出を行っている保険医療機関です。

当センターでは厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分な情報提供・安定供給等、当センターの定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しています。

また、全国的な医薬品の供給不足の際にも、治療計画の見直しを行う等の適切な対応を行う体制を有しています。医薬品の供給状況に応じて、薬剤を変更する可能性がありますが、その際は、患者さんが安心して治療を受けられるよう、十分に説明させていただきます。

後発医薬品の使用促進について、ご理解ご協力をお願いいたします。

国保水俣市立総合医療センター 院長